

仙台市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成二五年一〇月四日

仙台市条例第三三号

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第三十七条において読み替えて準用する法第二十六条の規定に基づき、仙台市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 仙台市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第三十五条第四項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長(対策本部が設置されていない場合にあつては、市長)が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。